

遺言書が無いことで、家族の絆がボロボロに……



ただ、それでも、自分の死後に行われる「お葬式」や「相続」といったことは、自分一人ではどうしようもないことです。家族の手を煩わせねばなりません。お葬式についても、自分の思っているようなお葬式をしたいのであれば、残された家族の人たちが「自分の想い」を汲み、葬儀社と打合せをしなくてもらう必要があります。そうでなければ、自分の思い通りになるとは限らないわけです。また、家族の中で

の意見の相違があれば、お葬式を行うことが、家族を調和を乱すことになるかもしれません。そうならない為にも、私たちは、事前準備をお勧めしております。同様に、大切な遺産を受け継いでいくためにも、相続は

とても大切なことなので、自分の財産を次世代につなげていくためにも、やはり自分の想いを残された家族の人にわかるようにしていかなければならないと私たちは思います。

「遺言書だけは残してほしかった」。お葬式が終わって1年が過ぎ、初盆をすませたばかりの遺族の人の言葉です。この方は、3人兄弟の二男。父を5年前亡くし、1年前に母のお葬式を出したのですが、亡くなった母は、生前に「財産は、みんな平等に分けてほしい」と言っていたそうです。しかし、遺言書がなかったことで、家族関係に暗い影を落とすことになりました。

法律上では、3人兄弟全員が、平等に相続する権利があります。実家の財産は、土地・建物と現預金で、それらを平等に分けることになりました。でも、土地・建物は分割することは出来ません。3人兄弟がこれからも仲良くしていくために、「集まる場所として実家を残しておきたい」と、そのために実家は自分が継ぐ」と、長男さんが主張しましたが、三人平等に遺産をもらえると思っていた弟の三男が異議を唱えたことから

トラブルとなりました。

結局、早期解決のため、土地・建物を売却することとなり、売却代金と現預金を均等に分割したのですが、長男さんとはそれっきり。お墓の世話や仏事についても一切に関わらず、初盆にも顔を出さないと連絡があったそうです。三男さんも仲たがいの原因を作ったためか、初盆のときもそそくさと帰るといったので、これから兄弟三人で会う機会もないだろうと二男さんが云っていました。

この3人兄弟のように話会いで済んだけれど、後々が疎遠になっていくケースもあります。また、トラブルが発生し、話合いがこじれたら、家庭裁判所で白黒つけてもらえれば良いと考える人も多いと思います。しかしながら、実際は、「時間がかかるうえ、家族の絆がボロボロになること」は変わりありません。一般的に相続に関する調停では、過去の金銭のや

り取りなども含めた財産の実態を正確に把握することが難しく、双方の言い分を足して割るような結果になることが多いと言われています。また、弁護士費用などを考慮すると収支赤字となるケースも考えられます。

「遺言書は必ず用意した方がいい」と、「終活」の記事などに掲載されています。子どもの頃は仲が良くても、家庭を持ち、住宅ローンや教育費などの負担が重くなると「もらえるものももらいたくないと思うようになる」とのことです。財産が少ないからめんどいと思っている人こそ要注意です。一般家庭の財産の大半を占める自宅不動産は評価でもめやすく、分けるのが難しいのです。2010年に家庭裁判所で調停などが成立した「遺産分割事件」の74%が、不動産を含む遺産額が5000万円以下のケースです。

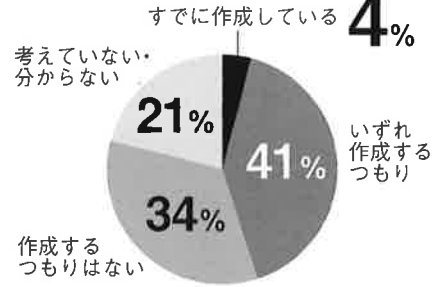


遺言書をうまく準備するためには

「終活」の中で、私たちのところに「お葬式の準備」のために相談に来られる方もいらっしゃると思います。そんな中で相続についても「考えておかないといけないけどねえ…」といった方も多くみられます。自宅の子どもの誰かに譲りたい。でも子ども達は全員独立して、戻る見込みはない。名案が浮かばず「まだ元気」と、つい先延ばししてしまうと話をされます。

このように生前に死後の準備をすることをためらう人は多くいます。経済産業省の調査によると、70歳以上で遺言書を既に作成している人は4%に過ぎません。一方「作成するつもりがない」が34%、「考えていない・わからない」が21%に到達します。遺言書をうまく準備するにはどうすればいいのでしょうか。この数年、自分の資産や連絡先、葬儀や

■70歳以上の遺言書作成の意向
(2012年、経済産業省調査)



お墓の希望などを書きとめる「エンディングノート」の活用が注目されています。ただ、専門家の間では、「通常は遺言書としては認められない」との指摘もあります。市販の「遺言書キット」を使って自筆証書遺言を作るのも一手です。

- ①全文を自筆で書く
 - ②書いた日付を残す
 - ③自筆の署名と押印
- などの条件があります。但し、これも形式の不備や内容が曖昧だと問題となる可能性があります。公正証書遺言が争いごとを防ぐのには有効です。ただ、

立会人が2人を連れて公正証書に行って作成する必要があるため、費用も数万円かかります。死後に自分の意思を表現する方法は、この他にもあると思います。しかし、一番確かな方法は何かを、考えていかねばならないと思います。自分が置かれている

環境や家族の状況により、手法が違ってくるのではないのでしょうか。大切な家族に仲良く暮らしてもらいたいと思うなら、手間や費用を惜しまない方がよいと思いますし、葬儀のことや相続のことは、専門家に一度ご相談なさると良いと思います。

遺言の残し方

易しい	種類	検認 (家裁による確認)	効力
書きやすさ ↑	エンディングノート		通常は遺言として認められない
	資産、葬儀の希望など項目ごとに記入。安価で遺言作成に向けた頭の整理になる		
	自筆証書遺言	必要	強い 要件を満たして正しく書いている場合 弱い 要件を満たさない場合、内容が不明瞭な場合(偽造・紛失の恐れも)
	自分でいつでも書ける。証人も費用も不要。全文自筆で、書いた日付、署名、押印も必須		
↓ 難しい	公正証書遺言	不要	強い
	公正証書に行かなければならない。数万円の費用と証人2人が必要		公証人が手続きをすすめるので少額の紛失の心配がない。遺言検閲システムにも登録

(注)内容を他人に明かさない「秘密証書遺言」もある。パソコンや代筆でも作成できる。ただし、公正証書で手続きし、公証人手数料と証人2人、公証人1人が必要。

コラム

権利や財産を守る 身近なしくみ 『成年後見制度』

司法書士 宗 守浩

ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。例えば、今一人暮らしで、アルツハイマー病が発症した。今後の生活において、自分の意思とは別に親族が好き勝手しないか？母親が、使はずもない高額な健康器具など訪問販売で買ってしまおう。その対応策はないか？認知証の父の不動産を売却して、入院費にあてたいが、どのような手続きが必要なのか？

このように判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みとして、『成年後見制度』があります。自己決定権の尊重、身上配慮義務を柱とし、家庭裁判所への申立てや登記により、安心・安全に御利用頂ける制度です。

判断能力が衰える前に、支援してもらおう人、支援内容を決めておく「任意後見制度」と判断能力が衰えた後に、保護の必要範囲に応じて、柔軟なメニュー作りができる「法定後見制度任意後見制度」の2つの制度があります。

将来に備えて、財産管理などの法律面で身近なお悩みがある際は、『一度、成年後見制度』について、詳しく御相談されることをお勧め致します。

相続対策における「生命保険」の効用

某ライフプランナーよりのアドバイス



「相続の現場」においては、遺産分割について自分の意思が通らない・受け取る財産額に納得がいかないといったことをきっかけに、相続人同士相手に対する積年の感情なども表

面化し、そうなったことでさらに遺産分割問題が激化する、といった過程を巡ります。

「生命保険」は、このような相続人同士の泥沼の対立・骨肉の争いを回避する

ために、さまざまなケースにおいて生前対策として活用できます。

例えば、相続財産の中で不動産が多くを占める場合には、分割が困難です。このような場合に対立や争いを回避するために、分割が容易な財産となる現金を死亡保険金を受け取ることにより確保することができます。

また、相続人の中で確実に現金を受け取らせたいと思う人が存在するならば、その方を死亡保険金の受取人の指定することで、その思いを実現できます。

それから、相続税対策として、死亡保険金を納税資金として活用することができます。

その他にも、相続発生時に支払われる死亡保険金を、死亡した際に発生する様々な対応(例えば葬儀代

金等)の資金として活用することもできます。

最後に、受取人となる方の資産形成にも活用できる効用もあります。

このように、遺産分割のための資金や相続発生時に起こる様々な費用の対応資金として活用することができます。但し、それぞれの家庭の事情にあった生命保険の活用を行わないといけません。活用を検討される場合は、是非専門家の方と相談して、実情にあった利用方法を検討してください。



北九州葬祭業協同組合

事務局 株式会社イフケア北九州内
北九州市小倉南区葛原5丁目4番20号



0120-207-995

編集責任者：戸高 正郁 編集者：角田 周一・原田貴之・有門 奈美・松田 伸二 編集事務局：神田 紀久男

■組合加盟社

- | | | | |
|-----------|------------------|------------|------------------|
| ・(株)阿部光林社 | tel.093-641-3333 | ・(有)積善社 | tel.093-321-4418 |
| ・(有)公益社 | tel.093-245-0204 | ・(有)曾根葬儀社 | tel.093-471-6376 |
| ・(株)光善社 | tel.093-761-2559 | ・(有)中村組葬儀社 | tel.093-941-1411 |
| ・(有)小倉丸喜 | tel.093-931-4626 | ・(有)博善社 | tel.093-921-1291 |
| ・(株)小宮 | tel.093-661-4444 | ・(有)行橋造花店 | tel.0930-22-1507 |

発行

気になっていることがありましたらご連絡下さい。ご意見などがありましたらお電話で受け付けております。